

# 園芸施設共済

(園芸施設が損害を受けた場合に補償します)

## 対象品目

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等

## 補償期間

共済掛金の支払日の翌日から1年間

## 補償対象となる事故

風害・ひょう害



水害



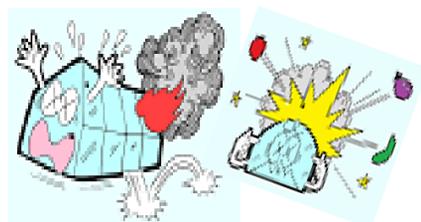
雪害



地震・噴火



火災及び破裂爆発



航空機の墜落及び物体の落下  
・車両及び積載物の衝突



鳥獣害



病虫害



## 主な補償内容

- ◆ 築年数に応じて補償額（新築時の資産価値の8～4割が上限）は設定します。
- ◆ 1棟ごとに、損害額が3万円（又は共済価額の5%）を超える場合に補償します。
- ◆ 共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

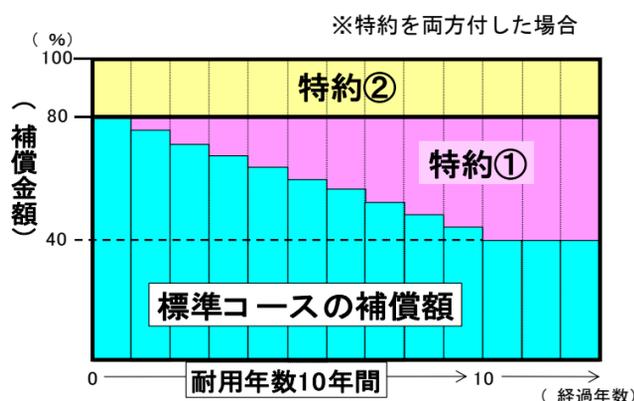
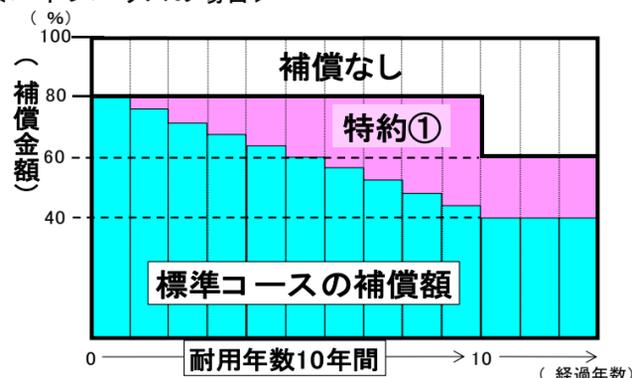
### 【補償額の上乗せ（特約）】

- 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）  
復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割（耐用年数超過後は6割）まで補償（※掛金の国庫負担はなし）
- 暖房器具、発電設備、栽培棚などの附帯施設や損害を受けた施設の撤去費用も補償の対象に追加可能

- 補償額は新築時の資産価値の8割（耐用年数超過後は6割）が上限でしたが、**築年数にかかわらず新築時の資産価値（10割）まで補償**する特約を導入しました

- 特約① 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）【拡充】：復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償
- 特約② 付保割合追加特約【新設】：新築時の資産価値の最大2割を補償

<パイプハウスの場合>



- 損害額が3万円（又は共済価額の5%）を超えないと補償されませんでしたでしたが、**1万円から補償**する特約を導入しました

## 共済掛金と共済金

### 【掛金の割引】

- 小さな被害を補償範囲から外すと、掛金を大幅割引（外す金額は10、20、50、100万円の4コースあり）
- 生産部会等の集団で加入すると、掛金を5%割引
- 太いパイプ（31.8mm以上）ハウスにすると、掛金を15%割引

### 試算例(330㎡当たり)

※25.4mmパイプハウス、10年経過、耐久性軟質フィルム（被覆後1年未満）、新築時の資産価値105万円、付保割合8割

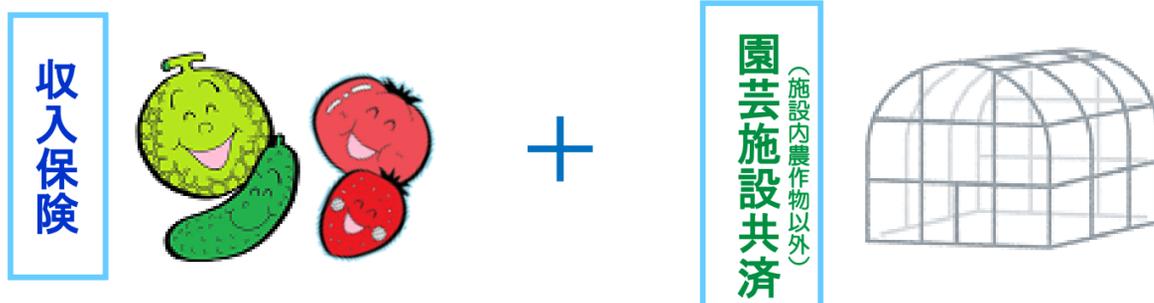
標準コース	損害額が3万円（又は共済価額の5%）を超える場合に補償	小さな被害を補償範囲から除外	
		損害額が20万円を超える場合に補償	損害額が50万円を超える場合に補償
農業者が支払う共済掛金	13,300円	6,300円	2,300円
全損時に支払われる共済金	60万円	60万円	60万円
標準コース+特約①+特約②			
農業者が支払う共済掛金	24,800円	11,100円	4,300円
全損時に支払われる共済金	105万円	105万円	105万円

## 収入保険とのセット加入がおすすめです！

農業経営には自然災害によるハウスの損害のほかに、市場価格の低下、けがや病気で収穫ができないなどといった様々なリスクが潜んでいます。

ハウスの損害を補填する園芸施設共済と収入の減少を補填する収入保険はセットで加入できるので、充実の補償で安心して農業を行えます。

この機会に、収入保険へのご加入もご検討ください。



※収入保険への加入は青色申告を行っている方が対象となります。

※収入保険制度については、園芸施設共済の施設内農作物と重複しての加入はできません。

詳しい内容は、お近くの農業共済までお問合せください。

## 岐阜県農業共済組合

岐阜支所	〒501-6132	岐阜市次木348-1	TEL 058-201-0157 FAX 058-270-0088
西濃支所	〒503-0115	安八郡安八町南今ヶ淵607-1	TEL 0584-64-6667 FAX 0584-64-6645
中濃支所	〒501-3253	関市栄町3-7-21	TEL 0575-22-1008 FAX 0575-22-1317
東濃支所	〒509-7201	恵那市大井町1008-1	TEL 0573-25-8805 FAX 0573-25-5041
飛騨支所	〒506-0052	高山市下岡本町2115	TEL 0577-35-0310 FAX 0577-35-0388
本所	〒501-6132	岐阜市次木348-1	TEL 058-270-0084 FAX 058-270-0088